

【教育制度分科会(第22回)・初等中等教育分科会(第52回)(3月10日開催)に提出された「答申(案)」との異同】

【はじめに】

(答申ではすべての意見が盛り込まれているわけではなく、個々の意見については議事録を参照されたい。)(追加)

(【答申】「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(平成17年12月))(追加)

【第1部総論】

一方、昨年秋に大きな社会問題となったいじめや未履修の問題については、その対応をめぐって教育委員会や学校の在り方について様々な議論を呼び、(学校教育の本質や)(追加)教育行政における責任の所在はどこにあるか等、公教育の在り方(、さらには社会全体の在り方)(追加)が国民的な議論となった。

【第2部各論】

1.(1)

(教育基本法の改正により、教育の目的は「人格の完成を目指し、平和で民主的な、国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と定められた(第1条)。また、教育の目標について、)(案は、「教育基本法の改正により、教育の目的及び目標について、」となっているのを修正)公共の精神や伝統と文化の尊重など、今日重要と考えられる事柄が新たに規定された(第2条)。(案では「第1条及び第2条」となっているのを修正)(さらに)(「また」を修正)

1.(2)

() 特別支援学校に関する事項

特別支援学校の目的については、先般の法改正で改められた内容を引き続き規定すること。)(この項目を追加、以下番号の変更あり)

1.(3)

教育課程部会においては、学習指導要領の見直しについて、「生きる力」の育成のための具体的な手立ての確立の観点から、基本的な考え方から(各学校ごとの改善と学校間の円滑な接続、)(追加)各教科等の具体的な改善にいたるまで様々な審議を重ねている。

(また、幼児期の教育全体の充実を考えた場合、幼稚園だけでなく、保育所、認定こども園の教育内容及び小学校との接続についても留意することが求められる。)(追加)

2.(1)

こうした教育基本法の精神に基づき、(略)日々努力をしている教員に報いるため、(優秀教員の表彰、)(追加)教員の処遇や職場環境の改善など、教員に関する様々な施策を一体的に進め、教職が魅力ある職業となるようにすることが重要である。

2.(3)

また同時に、現職研修の改善・充実、教員の処遇や職場環境の改善など、日々(自己研鑽)(努力を修正)をしている教員を励まし、教員が魅力ある職業となるようにすることが重要である。

指導が不適切な教員の人事管理については、(幼児)(追加)児童生徒への影響を第一に考え、システム全体として迅速な対応が図られるようにすることが必要である。

3.(1)

国と地方の関係については、今後とも地方分権の理念が重要であることは言うまでもない。(案では「しかし、」があるが削除)国から都道府県、都道府県から市町村、市町

村から学校へと分権が進めば進むほど、(それぞれのレベルにおいて、自律的に責任が果たされなければならない。また、これと同時に、) (追加) 上記の改正教育基本法の精神にのっとり、全国どこにおいても、国民の代表である国会で定められた法律及びこれに基づく政省令・告示等が守られ、公正かつ適正な教育活動が展開されるような仕組みを構築していくことがより一層(案では「と」があるが削除)重要となる。国民の教育を受ける権利を適切に保障するため、最終的な担保措置として国が責任を果たすことができるよう、新しい制度を築いていく必要がある。

すなわち、国は教育の実施についてナショナル・スタンダード (全国的な基準) (追加) を設定し、(略)

3.(2)

しかし、児童生徒の生命や身体の保護のため緊急の必要がある場合や、憲法に規定された教育を受ける権利が侵害され、教育を受けさせる義務が果たされていない場合(など極めて限定された場合) (追加) には、地方自治法の「是正の要求」に加え、国がこれらの事態に適切に対応できるよう、地方公共団体に対し何らかの措置(指示等)を行えるようにする必要があるとする意見が多数出された。

・(ただし)(案では「また」を修正)、国がこのような措置を(行うことになった際には、)(案では「行うに際しては、教育に関する」となっているのを修正) 専門家などで構成される(調査委員会等)(案では「チーム」となっているのを修正)の報告を参考に対応(すべきとの)(案では「してはどうかという」となっているのを修正)意見、文部科学大臣による是正の要求に対し、地方公共団体がどのような対応を行ったかを当該地方公共団体の議会や文部科学大臣に報告させてはどうかという意見なども出された。

・これに対し、国が指示できるような制度を新たに設けることは、地方分権の流れに逆行するとの意見や、是正の要求を行った事例が無いのに、より強力な関与を設ける必要性は無いなどの(強い)(追加) 反対意見も出された。

教育長について、事前に国が任命に関与する仕組み、例えば「任命承認制度」については、賛成意見はほとんどなく、当審議会として、これを採らないことが適当であると考える。

・(教育委員会と教育長の職務の適切な執行を担保するためには、何よりもまず、それぞれのレベルにおいて、首長や議会がその責任を果たしていく必要があるとの意見や、国が教育委員会に指示等を行った場合に、その任命に関与した首長や議会にその旨を伝え、地方自治の本来の機能に期待すべきであるという意見が多くあった。)(案は、次の通り。「教育委員会と教育長の職務の適切な執行を担保するために、国が教育委員会に指示等を行った場合に、その任命に関与した首長や議会にその旨を伝え、地方自治の本来の機能に期待すべきであるという強い意見があった。」)

また、大学の評価機関(を参考にして)(案では「に準じて」を修正)、国における第三者機関が、学校や教育委員会の活動の評価を行い、その結果などを踏まえ、教育長や教育委員に対する研修や情報の提供の充実を図るという事後評価による対応を図ってはどうかという意見も出された。

私立学校に関する地方教育行政

私立学校(も、公教育の一翼を担うものであり、)(案は「においても」を修正) 主権者たる国民の代表からなる国会が定めた法律を遵守することは当然であり、また、特に普通教育の法定された最低限の基準を担保するため、以下を踏まえ、適切な措置を講ずること。